

令和2年7月2日

書面規制、押印、対面規制の見直しについて

規制改革推進会議議長 小林喜光

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、令和2年4月27日経済財政諮問会議における総理からの検討要請を踏まえ、テレワーク等の推進及びデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んだ。

これまでの見直しの結果及び今後の取組は以下のとおり。

1. 行政手続に関するもの

経済4団体（経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）からテレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望（以下「緊急要望」という。）を受け、書面・押印・対面を求める行政手続について、各府省に対し、規制改革推進会議が見直しの具体的基準（以下「具体的基準」という。）を示した上で、新型コロナウイルスの感染防止の観点からの緊急対応及び恒久的な制度的対応に取り組むよう求めた。

(1) 新型コロナウイルスの感染防止の観点からの緊急対応

- ① 緊急要望において具体的要望があった行政手続については、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により
 - ・法令に根拠がない押印を求めない
 - ・押印がなくとも申請を受け付ける
 - ・オンライン手続を簡素化する
 - ・電子メールによって書類を受理する など「具体的基準」に即した緊急対応が行われることとなった。
- ② ①以外の行政手続についても、同様の緊急対応を実施すべきであり、各府省に対し、優先順位の高いものから順次、「具体的基準」に従い、緊急対応として必要な措置を講じるとともに、その周知を行うよう求める。

(2) 恒久的な制度的対応

各府省に対し、緊急対応を行った手続だけでなく、書面主義・押印原則・対面主義が求められている、原則としてすべての行政手続について、恒久的な制度的対応として、年内に「具体的基準」に照らして必要な検討を行い、法令・告示・通達等の改正等を行うよう求める。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本

部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直し方針を明らかな上で、必要な取組を行うものとする。

(3) 会計手続その他の各府省等の内部手続

会計手続については、一部府省において、見積書、請求書、領収書等について押印不要とするなど先行的な取組が行われている。行政改革推進事務局が中心に、こうした優良事例の横展開を図り、全ての府省において書面・押印・対面の見直しを行うよう求める。人事関係手続、決裁関係手続等の内部手続についても同様に、優良事例を基にした書面、押印、対面の見直しを行うよう求める。

行政改革推進本部事務局は、各府省や独立行政法人の見直し結果について年内を目途に状況のフォローアップを行う。

(4) 地方公共団体における取組

国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続について、所管府省に対して、上記(1)及び(2)にのっとり、国の緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うよう求める。

地方公共団体が独自に実施する手続について、総務省において、上記(1)～(3)の国の対応方針を示し、国に準じた対応が実施されることが望ましい旨技術的助言を行う。

2. 民間の商慣行等による手続に関するもの

(1) 押印の効力についてのQ & Aの作成、周知

民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の効果が限定的であることや、押印を廃止した場合の懸念に応えるQ & Aを関係省庁において作成(6月19日公表)し、幅広く周知する。

(2) 電子署名の活用促進

電子署名の活用促進のため、民間においてクラウドを活用した電子認証サービスの利用が拡大していることを踏まえ、これらのサービスのうち一定のものについては、電子署名法上の電子署名に該当する旨を明確にするQ & Aを関係省庁において作成し、周知を図る。

また、一定の要件を満たせば電子署名法3条の対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにするため検討を開始し、早期に結論を得る。

(3) 行政と経済団体との連携

書面主義、押印原則、対面主義に関する規制・制度や民間慣行等の見直しを官民連

携して進めるため、「テレワーク推進に向けた経済団体及び関係省庁連絡協議会」(※)を設置(5月25日)。デジタル時代に向けて、行政と経済界とが協力して、見直しを進めることを確認する。

(※) 構成メンバー：

日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟
規制改革推進会議
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、内閣官房 経済再生総合事務局、
内閣府 規制改革推進室、総務省、法務省、経済産業省

(4) 書面・押印・対面の見直しの要望の多い分野における見直し

① 不動産関係

不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付を可能とするよう法改正を行う。引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行う。

② 金融関係

金融関連手続きにおける押印不要化や電子化等に向けて、銀行協会、保険業協会、証券業協会等の幅広い金融業界団体と金融庁等の行政機関から構成される検討会を設置し、現場の声を踏まえて見直し事項を洗い出し、早急に解決策を検討し、実行に移す。

③ 会社法関係

取締役会議事録や商業登記のオンライン申請の添付書面情報に求められる電子署名の範囲に、クラウドを利用した電子署名サービスも認められることを明確化したほか、緊急措置として、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象に単体計算書類等も含めることとした。引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行う。